

定 款

日本航空電子工業株式会社  
担当部門 : 法 務 部

制 定 : 1 9 5 3 年 1 月 1 9 日	創立総会決議	
最新改正 : 2 0 0 9 年 6 月 2 4 日	第 7 9 期株主総会決議	法務部長

版	年 月 日	改 正 内 容	決 裁 者
18	1994年 6月29日	(1) 監査役の員数の変更(第20条) (2) 監査役の任期の変更(第21条第2項) (3) 監査役会に関する規定(新設) (4) 上記の変更に伴う条数の変更	第64期株主 総会決議
19	1998年 6月26日	(1) 取締役副社長の員数の変更(第18条)	第68期株主 総会決議
20	2002年 6月27日	(1) 額面株式に関する規定の削除 (2) 単元株制度の創設等に伴う変更(第6条、 第7条、第8条、第15条、第20条) (3) 電磁的方法による会社関係書類の作成が可能 になったことに伴う変更(第7条、第9条、 第13条、第23条、第24条) (4) 新株予約権制度の創設等に伴う転換社債の転 換と配当に関する規定の削除 (5) 上記の変更に伴う条数の変更	第72期株主 総会決議
21	2003年 6月26日	(1) 単元未満株式の買増制度の導入に伴う変更 (第7条、第8条、第9条、第10条) (2) 株主総会の特別決議の定足数緩和に伴う変更 (第13条) (3) 株券失効制度の創設に伴う変更(第8条、 第9条) (4) 監査役の任期の伸長に伴う変更(第21条) (5) 上記の変更に伴う条数の変更	第73期株主 総会決議
22	2004年 6月25日	商法改正(2003年9月25日施行)に基づく変更 (第6条 取締役会決議による自己株式の買受け) 及び上記の変更に伴う条数の繰り下げ。	第74期株主 総会決議
23	2006年 6月23日	(1) 発行可能株式総数の変更(第6条) (2) 「会社法」の施行により定款で定めることが可 能となる事項等に関する変更(第4条、第7条 第9条、第12条、第16条、第18条、第21 条、第23条第3項、第27条、第29条) (3) その他、会社運営の効率化を図ること等を目的 とした変更(第5条、第15条、第22条第2 項) (4) 上記の変更のほか、規定の整備、条文の加除に 伴う条数の変更等	第76期株主 総会決議

版	年 月 日	改 正 内 容	決 裁 者
24	2009年 6月24日	<p>(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、株式に係る株券を発行する旨の定めが廃止されたものとみなされたことに伴う該当条文の削除</p> <p>(2) 株券の存在を前提とした単元未満株券の不発行に関する定め削除</p> <p>(3) 「株券等の保管及び振替に関する法律」の廃止に伴い概念が存在しなくなった実質株主に関する文言の削除（第8条）</p> <p>(4) 上記の削除に伴う条数の変更</p>	第79期株主 総会決議

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### ( 商 号 )

第 1 条 本社は、日本航空電子工業株式会社と称し、英文では、Japan Aviation Electronics Industry, Limited と表示する。

### ( 目 的 )

第 2 条 本社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 航空、宇宙、海洋等の航行、飛翔に関連するシステム、機器、部品の開発、製造、販売
2. 前号の技術を応用したシステム、機器、部品の開発、製造、販売
3. 電気、電子その他物理並びに化学機器、部品、機材等の設計、製造、販売
4. 前各号に関連するシステム、機器、部品、機材及び設備等の仕入販売
5. 前各号の業務に関連する工事、修理その他サービス
6. 前各号の業務に関連する事業投資
7. その他前各号に関連する一切の業務

### ( 本店の所在地 )

第 3 条 本社は、本店を東京都渋谷区に置く。

### ( 機関の設置 )

第 4 条 本社は、株主総会及び取締役の外、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

### ( 公告方法 )

第 5 条 本社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### ( 発行可能株式総数 )

第 6 条 本社の発行可能株式総数は、3 億 5 千万株とする。

### ( 単元株式数 )

第 7 条 本社の単元株式数は、1, 0 0 0 株とする。

### ( 単元未満株式についての権利 )

第 8 条 本社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利

2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

( 単元未満株式の売渡請求 )

第9条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

( 株式その他の取扱規則 )

第10条 本会社の株式に関する手続き及び手数料については、法令又は本定款の外、取締役会において定める株式取扱規則による。

会社書類等の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付等に関する手続き及び手数料については、取締役会において定める取扱規則による。

( 株主名簿管理人 )

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

### 第3章 株 主 総 会

( 招 集 )

第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く外、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。

( 定時株主総会の基準日 )

第13条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

( 議 長 )

第14条 株主総会の議長は、会長がこれに当たる。

会長が欠員であるか又は、事故あるときは、社長がこれに当たり、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合の外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 本会社に取締役15名以内を置く。

(選任決議)

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役等)

第21条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

取締役会は、その決議により会長1名、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

前項の外、取締役会はその決議により取締役相談役若干名を置くことができる。

(取締役会)

第22条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるものの外、取締役会において定める取締役会規則による。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第23条 本会社に監査役4名以内を置く。

(選任決議及び任期)

第24条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(監査役会)

第25条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款において定めるものの外、監査役会において定める監査役会規則による。

監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

## 第6章 取締役及び監査役の責任免除

(責任免除)

第26条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第27条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第28条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第29条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第30条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。